

---

令和4年12月14日（水曜日）

---

議事日程第1号

令和4年12月14日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第79号 専決処分事項の報告について  
(令和4年度八峰町一般会計補正予算（第7号）)
- 第5 議案第80号 八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第81号 八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第82号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第83号 八峰町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第84号 八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第85号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第11 議案第86号 八峰町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第87号 八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第88号 八峰町温泉供給施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第89号 八峰町過疎地域持続的発展計画の一部変更について
- 第15 議案第90号 秋田県及び八峰町における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議について
- 第16 議案第91号 令和4年度八峰町一般会計補正予算（第8号）

- 第17 議案第92号 令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第93号 令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第94号 令和4年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第4号）
- 第20 議案第95号 令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第21 陳情第4号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に  
意見書提出を求める陳情
- 第22 陳情第5号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅  
賃上げのため国に意見書提出を求める陳情
- 第23 陳情第6号 介護保険制度の改善を求める陳情
- 第24 陳情第7号 学校部活動の地域移行に関する陳情書
- 第25 陳情第8号 再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕  
組み作りを求める陳情
- 第26 陳情第9号 米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基  
準見直しを求める陳情

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長職務代理者 副町長	日沼一之	教育長	川尻茂樹
総務課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	和平勇人	税務会計課長	成田拓也
企画財政課長	高杉泰治	福祉保健課長	石上義久
教育次長	山本節雄	学校教育課長	山内章
産業振興課長	山本望	農林振興課長	浅田善孝
建設課長	石嶋勝比古	農業委員会事務局長	工藤善美

生涯学習課長	今井利宏	あきた白神体験センター所長	菊地俊平
防災まちづくり室長	内山直光	福祉保健課副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若狭正和
福祉保健課副課長	成田公誠	農林振興課副課長	堀内和人

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木高	議会事務局庶務係長	須藤佳奈子
--------	------	-----------	-------

午前10時00分 開 会

○議長（皆川鉄也君） これより令和4年12月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、2番伊藤一八君、3番奈良聡子さん、4番芦崎達美君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。水木議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会は、去る12月6日、議会運営委員会を開催し、11月16日付けで議長から諮問があった令和4年12月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から16日までの3日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしましたのでご報告いたします。

なお、本議会上程の陳情については、採択となった場合は意見書の提出が必要となることから、議会最終日に意見書提出の発議を日程に追加することにしましたので決定いたしました。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委

員長報告の日割表及び議事日程等により、本日から16日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から16日までの3日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

代理者、日沼副町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。日沼代理者。

○町長職務代理者(日沼一之君) はじめに、12月10日、志半ばでご逝去されました森田前町長に心からご冥福をお祈りいたします。

本日、令和4年12月8日峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、9月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、秋の火災予防運動について申し上げます。

11月6日午前7時から、大沢地区において消防総合訓練を実施し、昨年につき、今年も新型コロナウイルス感染防止の観点から住民の参加を求めないこととし、消防団による火災防ぎょ訓練を行いました。

今回の訓練は、11月に入り好天が続く乾燥注意報が継続的に発令される中、「埴川健康センター」付近で建物火災が発生し、延焼の可能性があるとの想定で行われ、周辺の第5、第6、第7、第8分団がいち早く駆け付け、水利から火災現場まで距離が離れていることを踏まえ、団員同士が素早くホースを連結させて放水するポンプ連携操作の訓練を行いました。

訓練に続いて救急救命講習を実施し、胸骨圧迫の心臓マッサージと停止した心臓に電気ショックを行うAED機器の使い方を学習いたしました。

早朝からの訓練にご協力いただいた各消防分団員、消防署、能代警察署、交通指導隊など関係者の皆様には心から感謝を申し上げますとともに、これから暖房機器等の取り扱いが増える季節を迎えることから、住民の皆様と一体となって火災予防運動を展開し、

無火災を目指してまいります。

次に、秋の行政協力員会議について申し上げます。

11月28日、峰栄館において開催し、各自治会から出された側溝の改良やカーブミラーの設置、町道の補修などの要望29件について、それぞれ町の考え方をお示しし、意見交換を行いました。住民の皆様が快適に暮らせるよう、すぐ実施できるものは早急に改善することとし、その他の要望についても、実施可能なものはその実施時期などを地元自治会と協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、自主防災組織について、組織の立ち上げ及び防災活動に要する経費への助成制度を説明しながら、各自治会での自主防災組織設置に向けてご協力をお願いしたところであります。

次に、町のマイナンバーカード交付状況について申し上げます。

令和4年11月末現在の交付枚数率は、秋田県が53.5%であるのに対し、当町は41.3%となっております。

町では、今月、毎週日曜日の申請・交付窓口を開設し、交付枚数率の向上に繋げてまいりたいと考えています。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗状況について申し上げます。

国は、重症化予防を目的に、4回目接種を3回目接種から5カ月以上経過した60歳以上全員と18歳から59歳で基礎疾患のある人などを対象としていましたが、全国的な感染拡大を受け、現在は、変異株「オミクロン株」に対応したワクチンによる接種の対象を、2回目接種を完了した12歳以上全員に対象を拡大し、10月からは、接種間隔を前回の接種から3カ月に短縮して、年内での接種を推奨しております。

現在、町営診療所では、11月12日から「BA4、BA5」系統対応2価ワクチンに切り替えて実施しています。

なお、11月の平日は、インフルエンザワクチンとの誤接種を防ぐため、新型コロナワクチンの予防接種を行っていませんが、12月以降は、新型コロナワクチンの平日接種を再開するとともに、峰栄館での集団接種を12月10日と17日に予定しております。

また、新たにワクチン接種の対象に加えられた生後6カ月以上4歳以下の乳幼児への接種につきましては、あくまでも任意であることから、接種を検討されている保護者の皆様が適切に判断できるよう、情報提供してまいります。

いずれにしましても、ワクチン接種による重症化予防が一番の目的でありますので、

町民の皆様から接種に対するご理解をいただきながら、人流が活発となる年末年始までに接種率が向上するよう、引き続き、接種に向けた取り組みを継続してまいります。

次に、八峰町関東ふるさと会について申し上げます。

第14回八峰町関東ふるさと会総会は、11月20日に千代田区のアルカディア市ヶ谷を会場に開催されました。町からは皆川議長はじめ議会議員の皆さん、私と川尻教育長、職員、各諸団体の皆さんらが参加いたしました。

はじめに中浜出身の戸田眞里会長と私が挨拶をし、総会の議事が進行され、議案は全て原案どおり承認されました。役員改選も行われ、戸田会長が引き続き会長に就任いたしました。

コロナ禍の影響により参加者は約110人と例年より少なかったものの、皆川議長の乾杯で始まった3年ぶりの懇親会は、西馬音内盆踊りや抽選会などで大いに盛り上がりました。

次に、「地域公共交通」について申し上げます。

10月1日から本格運行いたしました巡回バスの10月と11月の2カ月間の利用状況につきましては、いずれも延べ人数ですが、大久保岱・岩子・畑谷ルートが291人、大信田・石川・強坂ルートが181人、内荒巻・石川・比八田ルートが156人、岩館・目名潟ルートが795人、海岸沿いの岩館・目名潟・本館ルートが529人となっており、合計で1,952人が利用しています。1カ月当たりの延べ利用者数は、976人となっております。

また、デマンド型乗合有償運送の10月と11月の2カ月間の利用状況につきましては、いずれも延べ人数ですが、10月は41人、11月は50人となっており、合計で91人が利用しています。

今後も利用者の声を大事にし、利便性の改善に努めてまいります。

次に、「地域生活支援拠点事業所」の開設について申し上げます。

国は、令和3年度から令和5年度までに、障がいを持った方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、包括的に支援する拠点として、「地域生活支援拠点事業所」を「第6期障がい福祉計画」の策定時に、各市町村若しくは圏域に一つ以上確保するよう求めています。

これを受け、町では、昨年度策定した八峰町第6期障がい福祉・第2期障がい児福祉計画に「地域生活支援拠点」を整備することを盛り込み、相談業務の機能を併せ持つ多機能型拠点の整備を進めておりましたが、このたび、10月1日に旧石川こども園を活用

して「地域生活支援拠点事業所」を開設いたしました。

この事業所が運営を開始したことによって、相談支援体制の充実・強化が図られ、障がい者やその家族らの相談にワンストップでの対応が可能となりましたので、今後は、緊急時の対応や体験機会の場の提供を一体的に行える支援体制を目指し、乳幼児から高齢期まで、地域のニーズに応える一翼を担っていただけるものと期待しております。

次に、ジオパークの再認定審査について申し上げます。

八峰白神ジオパークは、平成30年度の再認定審査の際に4年間の認定を受けたことから、今年11月に再認定審査の現地調査が実施されました。

日本ジオパーク委員会の菅原久誠委員と小林猛生委員の2人が11月8日に現地入りし、4日間にわたって調査しました。鹿ノ浦展望台や白瀑神社、中浜海岸などのジオサイトでは、八峰白神ジオパークガイドの会認定ガイドによる説明が行われました。また、前回審査で示された課題について、事務局を中心に進捗状況などのヒアリングや自己評価表に基づいた内容確認を行いました。

審査の結果及び講評は、本年12月16日に発表される予定となっております。

また、今回の調査では、町内外の多数の関係者の皆様からご協力をいただいております。深く感謝申し上げます。

次に、今季のハタハタ漁について申し上げます。

今季のハタハタ漁の資源管理方法は、昨年と同様に操業日数を制限する方式が踏襲されました。沖合底引き網漁については、一経営体の操業日数を22日、1日30箱以上の漁獲量があった日をカウントすることとし、沿岸ハタハタ漁については、一経営体の操業日数を12日とし、刺し網については1日20箱以上を、定置網については50箱以上の漁獲量があった日をカウントすることになっております。

9月に解禁された沖合底引き網漁については、11月までの水揚げは、県漁協北部支所管内で8.1tとなり、昨年を上回る結果でしたが、平年と比べると少ない水揚げで推移しております。12月の水揚げは、11日時点で合計6.8tとなりました。

一方、11月25日に解禁となった季節ハタハタ漁は、昨年より2日遅れて12月6日に待望の初漁を迎え、八森・岩館両漁港で約3.1tの水揚げとなりました。翌7日にも両漁港で約2.6tの水揚げがあり、ようやく八峰町の港にも活気が戻ってきましたが、その後は残念ながら低調な水揚げにとどまっております。

なお、今年の魚体は、2歳から3歳魚中心となっており、大きめのサイズで雌が多い

と伺っております。

この後は穏やかな天候が続き、大規模な接岸による順調な水揚げに期待するとともに、安全な操業となるよう願っております。

次に、サーモン養殖事業について申し上げます。

令和4年12月13日、秋田県庁において、秋田県漁業協同組合、日本サーモンファーム株式会社、秋田県、八峰町による「八峰町サーモン養殖事業に関する四者協定」が締結されました。

この協定は、八峰町におけるサーモン養殖事業の可能性を調査し、事業実現に向けて相互に協力し、水産業の振興と地域の活性化に寄与することを目的としております。

町といたしましては、この協定が八峰町における大規模サーモン養殖事業実現に向けた大きな一歩になるものと考えており、将来的に、漁業収入の安定と向上が図られ、若い漁業者の就業に繋がり、八峰町の水産業に希望の光をもたらすものと大いに期待を抱いております。

また、今年度、岩館漁港内で八水株式会社が実施するサーモン試験養殖事業については、昨年の2倍となる1,000尾の養殖を計画しており、12月20日頃に稚魚の網入れを予定しております。

次に、ことぶき大学の行事について申し上げます。

9月22日、第42回ことぶき大学運動会を田中ミニ公園で開催いたしました。快晴に恵まれたこの日、参加された160名は5チームに分かれ、晩酌準備リレーや玉入れ競争など、7つの種目に挑戦しました。好プレーや珍プレーに拍手喝采で、終始笑顔と熱気に満ちた一日でありました。

また、11月24日の「ことぶき大学芸能発表会及び健康講話」については、学生193名から参加いただきました。歌や踊り等、日頃の練習の成果や特技を発表する芸能発表会では、演目ごとに会場が大きな歓声に包まれておりました。健康講話では、秋田市の笑いヨガティーチャー伊藤晴美先生による「笑って、心も、体も、脳も元気に！」と題した講演が行われました。笑いヨガとは「笑いの体操」と「ヨガの呼吸法」を組み合わせた運動法で、会場内は終始笑い声が絶えず、正に笑うことで心と体、そして脳の健康づくりが図られました。

次に、第17回八峰町文化祭について報告いたします。

10月29日から3日間、ファガスと峰栄館で行われた展示部門には、書道、絵画、俳句、



写真、生け花、手芸作品など、前回より増の1,452点の出品があり、3日間で700名を超える方々が訪れ、作品を鑑賞してくださいました。

一方、10月30日に八峰中学校体育館で開催された芸能発表では、中学生によるパフォーマンスで始まり、合唱、和太鼓、踊り、大正琴、コーラスなど14演目、171名の方々が出演し、日頃の練習や学習の成果を発表しました。

また、芸能発表に先立ち、「第9回あきた白神子どもの俳画大会」表彰式を行いました。県内の小学校を対象に作品を募集したところ、町内2校を含む4校から168点の応募があり、審査の結果、町長賞、議会議長賞、教育長賞、審査委員長賞など16点が入賞し、当日出席された13名を表彰しております。

なお、応募された全作品は、文化祭期間中、ファガス及び峰栄館に展示し、多くの方から鑑賞していただきました。

次に、主なスポーツイベントについて申し上げます。

10月16日、大仙市を会場に「第9回秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン！」が開催されました。

当日は、県内24市町村が参加し、熱戦が繰り広げられました。当町は直前に選手がコロナ感染症濃厚接触者になってしまい、棄権する区間が出たため、記録が残らないオープン参加となりました。

襷は繋がりませんでしたが、町の代表として見事な走りを見せてくださいました選手の皆様、サポートして下さった保護者の皆様、そして指導に当たってくださいました監督やコーチに感謝申し上げます。

また、10月10日の体育の日には、「第15回シーサイドロードレース大会」を予定しておりましたが、直前に八峰中学校でコロナ感染症が拡大し、中学生の参加を急ぎょ取りやめることにしたことと、当日、警報級の悪天候が予想されたことから、前日に中止を決定いたしました。参加申し込みをいただき、開催を楽しみにされておりました皆様方にはご迷惑をおかけし、大変申し訳なく思っております。

次に、スポーツ少年団活動について申し上げます。

学童野球では、山本郡代表として八峰グローリーズが、9月に潟上市で行われた東北学童軟式野球新人県大会に出場いたしました。順調に勝ち進み、準決勝で天王ビクトリーズと対戦しましたが、1対2の惜敗となりました。来期はさらに上を目指し、成長を遂げられますよう期待しております。

ミニバスケットボールでは、10月に行われた郡市秋季大会で峰浜バスケットボールクラブが2位になり、今月10日に由利本荘市で開催された県大会へ出場しました。残念ながら初戦敗退となりましたが、全県大会を経験したことで、成果や課題を今後に生かし、さらに成長されるよう期待しております。

また、町内の小学生4名が、10月に仙台市で開催された第28回東北小学生バドミントン大会に秋田県代表として出場しました。中でも、24組が出場した6年生以下男子ダブルスでは、八森小学校6年生の後藤優月さんと三輪直汰さんのペアが見事優勝を飾り、今月末に石川県金沢市で開催される全国大会への出場を決めました。

全国大会では、日々の努力で培われた最高のパフォーマンスを発揮されますよう期待しております。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第79号、専決処分事項の報告については、令和4年度八峰町一般会計補正予算(第7号)の専決処分報告であり、内容は、令和5年1月9日執行の八峰町長選挙にかかる費用の追加補正でございます。

議案第80号、八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定については、マイナンバーカードを活用した多機能端末機による証明書等の交付サービス、いわゆる「コンビニ交付」に関する規定を追加するため、条例改正しようとするものであります。

議案第81号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定については、住民票の写しの交付手数料について、世帯員数に関わらず1通につき一律200円とするため、条例改正しようとするものであります。

議案第82号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、秋田県人事委員会の給与改定の意見に鑑み、当町においても職員の給料表を改定するとともに、一般職の勤勉手当の支給割合を0.1カ月、再任用職員の勤勉手当の支給割合を0.05カ月増額しようとするものであります。

議案第83号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、一般職の職員の給与改定の内容を踏まえ、常勤の特別職について、期末手当の支給割合を0.05カ月増額しようとするものであります。

議案第84号、八峰町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、常勤の特別職と同様に、町議会議員の期末手当の支給割合を0.05カ月増額しようとするものであります。

議案第85号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、一般職の職員の定年年齢が段階的に65歳まで引き上げられることについて、関係条例を一括改正しようとするものであります。

議案第86号、八峰町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、一般職の職員の定年年齢が段階的に65歳まで引き上げられることや、新たに設けられる管理監督職勤務上限年齢等の諸制度について規定するため、条例改正しようとするものであります。

議案第87号、八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定については、公職選挙法施行令の改正により公費負担の単価上限が引き上げられたことから、これに準じた金額とするため、条例改正しようとするものであります。

議案第88号、八峰町温泉供給施設条例の一部を改正する条例制定については、八森いさりび温泉を廃止することに伴い関連規定を整理するため、条例改正しようとするものであります。

議案第89号、八峰町過疎地域持続的発展計画の一部変更については、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の規定に基づき、計画の一部変更について議会の議決を求めるものであります。

議案第90号、秋田県及び八峰町における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議については、県と町が計画策定や工事積算等、事務の効率化を目的とした連携協約を締結することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第91号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第8号）は、1億1,352万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を68億7,128万円とするもので、主な歳出は、給与改定に伴う人件費の追加や、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の追加などとなっております。

なお、ハタハタ館指定管理料の見直しに関する補正予算につきましては、今定例会最終日に追加提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議案第92号、令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、1,620万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を14億2,019万4,000円とするもので、

主な歳出は、介護給付費の追加であります。

議案第93号、令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）は、181万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8,751万9,000円とするもので、主な歳出は、給与改定に伴う人件費の追加などとなっております。

議案第94号、令和4年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第4号）」は、収益的収入及び支出の予定額に242万5,000円を追加して収益的収入及び支出の予定額を2億6,621万7,000円とするもので、内容は給与改定に伴う人件費の追加などであります。

議案第95号、令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入及び支出の予定額から48万5,000円を減額して収益的収入及び支出の予定額を5億1,627万3,000円とするもので、内容は給与改定に伴う人件費の補正のほか、マンホールポンプ設備更新工事に係る債務負担行為の追加であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は16議案であります。

詳細については各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、議案第79号、専決処分事項の報告について（令和4年度八峰町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） 議案第79号、専決処分事項の報告についてをご説明いたします。

議案第79号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和4年12月14日提出

八峰町長職務代理者

八峰町副町長 日 沼 一 之

次のページをお開きください。

専決処分書でございます。

令和4年度八峰町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億

2,894万6,000円とするものでございます。

このたびの専決処分につきましては、令和5年1月9日執行の八峰町長選挙にかかる選挙費の補正予算でございます。

なお、令和4年度につきましては、当初予算に町長・町議会一般選挙費を予算措置しておりましたので、このたびの補正予算では、その予算の執行残額を組み替える形で予算措置しておりますので、歳入歳出の総額に増減はなく、歳出のみの組み替え予算となっております。

歳出の補正内容につきましては、事項別明細書4・5ページをご覧くださいながらご説明いたします。

2款総務費4項選挙費4目町長・町議会議員一般選挙費についてご説明いたします。

1節報酬につきましては、選挙長分として1万1,000円を、選挙立会人分として1万8,000円を、期日前投票立会人分として2万5,000円、合わせて5万4,000円の追加補正でございます。

3節職員手当等につきましては、選挙事務従事者の時間外休日勤務手当15万7,000円の追加補正でございます。

7節報償費につきましては、選挙ポスター掲示場の提供謝礼13万3,000円の追加補正でございます。

8節旅費につきましては、選挙長及び選挙立会人の費用弁償5,000円の追加補正でございます。

10節需用費につきましては、選挙事務に係る消耗品等として消耗品費18万円を、投票用紙ビラ証紙印紙代、移動支援バス及び選挙期日周知用チラシとして印刷製本費44万7,000円、合わせて62万7,000円の追加補正でございます。

11節役務費につきましては、移動支援バス運転手手数料等8万円の追加補正でございます。

12節委託料につきましては、ポスター掲示場制作等業務委託料として98万7,000円を、1月8日の期日前投票日に運行する移動支援バス運転業務委託料として25万円の合わせて123万7,000円の追加補正でございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、選挙公営負担金を240万3,000円減額補正し、入場券印刷制作負担金11万円を追加補正し、差し引き229万3,000円の減額補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第79号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第80号、八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 議案第80号についてご説明いたします。

議案第80号、八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月14日提出

八峰町長職務代理者

八峰町副町長 日 沼 一 之

提案理由は、コンビニ交付の導入に伴い、個人番号カードを使用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることができる規定を定めるため、条例改正しようとするものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

条例第14条は、印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合の手続きを定めたものであり、現在は印鑑登録証を添えて役場の窓口で申請する方法のみとしております。改正案は、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付を可能とするため、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で交付申請し、交付を受けることができる旨の

1 項を追加するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第80号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） 伺います。

それでは、コンビニではマイナンバーカードでないとできないということなのか。今まで郵便局で私もよく利用してはいますが、免許証、本人の確認を取るということで免許証のみで申請してはいたんですが、これがなくなると、まずマイナンバーカードを持って、持ってない人は直接役場に行って印鑑証明もらうってということしかできないわけですね。かなりもらうあれが、町民にとっては行動範囲が広がって大変だということになるんですけども、お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8 番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

ご質問にありましたとおり、条例改正後、窓口交付のほかにコンビニ交付が可能になりますが、同時にワンストップサービスは廃止する予定としておりますので、今後は窓口交付で窓口に出していただくか、もしくはマイナンバーカードを利用したコンビニ交付の2通りになるということでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） 反対をいたします。

今までよりも不便になったってということと、マイナンバーカードを持たないと印鑑証明もらえない。今のところ40%くらいの普及率ですので、非常に不便になったってことになりますので、私は反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決いたします。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第81号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 議案第81号についてご説明いたします。

議案第81号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月14日提出

八峰町長職務代理者

八峰町副町長 日 沼 一 之

提案理由は、コンビニ交付の導入に伴い、住民票の写しの証明書交付手数料を改定するため、条例の改正しようとするものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

現在、住民票の写しの証明書交付手数料は200円としていますが、1葉当たりの記載人数が5人までとなっており、世帯員が6人以上の場合、枚数が増えるたび200円を加算しています。コンビニ交付の場合、多機能端末機では発行した証明書の枚数は判別できませんので、発行枚数ごとに手数料が変わる現行料金では不具合が生じます。よって、この不具合を解消するため、手数料を発行枚数にかかわらず一律200円に改定するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第81号について質疑を行います。質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この住民票の写しもコンビニで取る場合、やはりマイナンバー



カードがないと駄目なんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

ご指摘のとおり、コンビニ交付についてはマイナンバーカードが必須となっておりますので、カードなしではコンビニ交付は受けられないことになります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今までの郵便局のワンストップと違って不便になったほかに、また手数料が、6人以上の、6人を超えると、5人までしか取られませんので、6人になると倍にお金がかかる。これは本当に、マイナンバーカードを使って行わなくてはいけないというこのほかにまた手数料が上がるということで、これは町民にとっては本当に負担が多くなりますので、反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前10時51分 休 憩

.....  
午前10時52分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に遡り会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 手数料が上がるということは私の認識不足でしたので、訂正をいたします。

ただやはり、今までと違ってマイナンバーカードを利用しないとこれが取られない。そして、ない場合は庁舎に行かなくちゃいけないということで大変不便になりますので、反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 賛成の立場で討論いたします。

そういう不便さを解消するために、巡回バスやデマンド型有償サービスを充実させた

ものでありまして、ワンストップサービスもはっきり言って金額がかかり過ぎるため、そちらの方廃止して、より利便性の良い巡回バスやデマンド型有償サービス、移送サービスを活用していただくということですので、全く問題ないと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 私はコンビニで交付してもらおうということに関しては賛成ですが、これによって郵便局のワンストップサービスが廃止になるということに関して、私は反対の立場であります。

というのは、確かにデマンドと巡回バスがあったとしても、これからはますます高齢者も増えていきます。そして免許も返上になります。そうなった場合、やはりコンビニに行けない人、また役場に来れない人、そういう人方にとっては非常に不便になるわけなんです。

それとですね、国でも今後、郵便局による行政サービスを強化・推進していくという考えでおるようですので、それに反するといえますか、逆行するものでありますので、やはりそのワンストップサービス、郵便局のそれは残すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので……

（「議長、今の賛成か反対か言ってない。腰山議員が討論で反対か賛成か言ってない」と呼ぶ者あり）

○7番（腰山良悦君） そういう意味で、私、反対です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第82号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 議案第82号についてご説明いたします。

議案第82号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月14日提出

八峰町長職務代理者

八峰町副町長 日 沼 一 之

提案理由は、秋田県職員の給与に対する秋田県人事委員会勧告に鑑み、条例改正しようとするものでございます。

次ページ以降は、条例の改正文でございます。

秋田県人事委員会は、一般職の職員の給与を平均0.23%引き上げ、併せて勤勉手当の支給率を年間で、一般職の職員は0.1カ月、再任用職員は0.05カ月引き上げるよう勧告しました。本条例改正案は、この勧告内容に準じた内容となっております。

改正文の第1条、前段は、55歳以上職員の昇給を勤務成績が特に優良である場合を除き、原則停止とするもので、定年延長に併せて導入するものでございます。

後段は、令和4年12月期の一般職の職員の勤勉手当の支給率を100分の10、0.1カ月引き上げ、再任用職員の勤勉手当の支給率を100分の5、0.05カ月引き上げるものでございます。

ページ中ほどからの別表は、引き上げ後の給与表でございます。

改正文の最後のページをご覧ください。

左側ページの下段、第2条においてでございますが、令和5年度以降の一般職の職員の勤勉手当の支給率を6月期、12月期それぞれ100分の5、0.05カ月引き上げ、再任用職員の勤勉手当の支給率を100分の2.5、0.025カ月引き上げるものでございます。

次のページにあります附則におきまして、施行期日をそれぞれ令和4年12月1日、令和5年4月1日と定めております。

なお、新旧対照表1-1、1-2を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第82号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 一般職の、賛成なんですけれども、ちょっと伺います。

一般職の給与は人事院勧告で、公務員は民間と比べて適切かどうかを考えると  
ありますけれども、人事院勧告によって国家公務員と地方公務員の処遇の差が生まれ  
ないよということでもありますけれども、ラスパイレス指数がもし去年度で分かっ  
たら、今の状況、八峰町の状況はどういうふうになってるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課  
長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） すいません、詳しい数値  
につきましては後ほどご提示をさせていただきますが、ここ数年は93から94の間。

○8番（見上政子さん） 97%。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 93から94の間でございま  
す。令和3年のラスパイレス指数につきましては、後ほどご提示させていただきます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること  
にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可  
決されました。

休憩します。11時7分より再開いたします。

午前11時01分 休 憩

.....  
午前 11 時 07 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に遡り会議を再開いたします。

日程第 8、議案第 83 号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 議案第 83 号についてご説明いたします。

議案第 83 号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 12 月 14 日 提出

八峰町長職務代理者

八峰町副町長 日 沼 一 之

提案理由は、町長、副町長及び教育長の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正しようとするものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

第 1 条は、令和 4 年 12 月期の期末手当の支給率を 100 分の 5、0.05 カ月引き上げるものでございます。

第 2 条においては、令和 5 年度以降の期末手当の支給率を 6 月期、12 月期それぞれ 100 分の 2.5、0.025 カ月引き上げるものでございます。

なお、附則において、施行期日をそれぞれ令和 4 年 12 月 1 日、令和 5 年 4 月 1 日と定めております。

なお、新旧対照表 3-1、3-2 を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第 83 号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論をします。

特別職の給料っていうのは、八峰町の議員、特別職も含めて審議会で定められています。で、旅費については書かれてませんが、これも入れるべきではないかと思えますけれども、一般職の給与改定の内容を踏まえてということで行政報告がありました。これは一般職と特別職とは別物であって、人事院勧告っていうのは、あくまでも公務員が労働基本権が制限されているかわりに処遇が決められているのであって、特別職が人事院勧告に基づいて、便乗してこれを行うことは適切ではありません。

町内では、小学校、子ども園にコロナの感染がまん延しております。そして学級閉鎖、学校閉鎖も何回も続けて行われております。保護者の方には仕事を休まなければならない、こういう今、大変な状況の中で、その休業が保障されている人は本当にどのくらいいるのでしょうか。保障されていない人たちは、今、大変な生活状態になっていると思います。

特別職が高額であるにもかかわらず増額することに対して、私は反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第84号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 議案第84号についてご説明いたします。

議案第84号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別

紙のとおり制定する。

令和4年12月14日提出

八峰町長職務代理者

八峰町副町長 日 沼 一 之

提案理由は、町議会議員の皆様の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正しようとするものでございます。

次のページをご覧ください。

第1条は、令和4年12月期の期末手当の支給率を100分の5、0.05カ月引き上げるものでございます。

第2条においては、令和5年度以降の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ100分の2.5、0.025カ月引き上げるものでございます。

なお、附則において、施行期日をそれぞれ令和4年12月1日、令和5年4月1日と定めております。

なお、新旧対照表2-1、2-2を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第84号について質疑を行います。質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論を行います。

○議長（皆川鉄也君） 討論でございません。質問です。

○8番（見上政子さん） ごめんなさい。質疑でしたか。はい、失礼しました。質問ありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対の討論を行います。

議員報酬は、特別職と同じで八峰町特別職審議会において意見を聞くことになっております。やはり費用弁償については書かれてませんが、一般職が人事院勧告に基づいて給与改定を行う、これと一緒にやっぱり議員の手当をアップするということは、これは筋違いだと思います。

今、町内の給料は、期末手当とか議員の給料と比べて本当に差が大きいのではないのでしょうか。コロナ禍の中で生活実態に合っていないと思います。

こういう意味で、私はこの議員の手当のアップに対して反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 私は、賛成の立場から討論いたします。

そもそも先般行われました町議会議員、無競争でありました。ひょっとすれば定員割れするのではないかと心配されるほどでございました。若い30代、40代の方に話を聞くと、議員報酬では家族養っていけない。今の仕事を辞めてまでも、危険を冒してまでも手を上げるような報酬ではないという声が多々聞かれます。少しでも議員報酬が上がって若者が手を上げやすいところまで持っていければ一番いいんですけども、少しでも上がって若者が議員というものに興味を持って手を挙げていただけるように、少しでも上がることは私は賛成であります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第85号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 議案第85号についてご説明いたします。

議案第85号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月14日提出



八峰町長職務代理者

八峰町副町長 日 沼 一 之

提案理由は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、職員の定年を段階的に年齢65歳に引き上げるため、条例改正しようとするものでございます。

この条例は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、定年年齢の段階的引き上げによる60歳以上の職員に対する役職定年や給料の7割減額等の制度、定年前再任用短時間勤務や暫定再任用の制度が創設されたことに伴い、影響を受ける条例の一括改正条例でございます。

次のページをご覧ください。条例の改め文でございます。

第1条は、地方公務員法の一部改正に伴う条ずれの整備でございます。

第2条は、60歳以上の職員の給料月額に7割減額が適用されることから、懲戒により減給される場合の減給される額の限度額を定めるものでございます。

第3条は、1週間の勤務時間、週休日の割り振り及び年次有給休暇に関する規定にある「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

第4条は、育児休業を取得することができない職員の範囲に60歳を超えた職員を追加するほか、規定にある「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

ページを2ページ飛ばしていただきまして、第5条についてご説明いたします。

第5条は、規定にある「再任用職員及び再任用短時間職員」を「定年前再任用短時間職員」に改めるほか、60歳以上の職員の給料月額に7割減額を適用するための項目の追加でございます。

またページを2ページ進んでいただきますようお願いいたします。第6条についてご説明いたします。

第6条は、地方公務員の一部改正により参考条文が変更されたことに伴う字句の整理でございます。

第7条は、60歳以上の職員の給料の7割減額措置を条例に基づく恒久措置として明記するものでございます。

次のページをご覧ください。第8条についてご説明いたします。

第8条は、再任用制度が定年前再任用短時間勤務として職員の任用制度の一体系として統合されましたので、八峰町職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第85号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第86号、八峰町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 議案第86号についてご説明いたします。

議案第86号、八峰町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月14日提出

八峰町長職務代理者

八峰町副町長 日 沼 一 之

提案理由は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、職員の定年を段階的に年齢65歳に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任を行うに当たって遵守すべき基準を定めるほか、定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等の必要があるため、条例改正しようするものでございます。

職員の定年延長に伴う制度改正の内容について詳しくご説明いたします。

提出しております議案第86号説明資料をご覧ください。

地方公務法の改正により、職員の定年年齢が現行の60歳から65歳に引き上げられることになりました。令和5年度に60歳を迎える職員から適用され、2年で1歳ずつ引き上げられて、令和14年度で完成することになります。

また、定年引き上げと併せて、役職定年制度、定年前再任用短時間勤務制度が創設されるほか、現行の再任用制度は暫定再任用制度へ移行されることになっています。各制度の内容については、この後、順にご説明いたします。

それでは、②役職定年制度についてご説明いたします。

定年年齢が引き上げられることにより、課長等管理職は今までより長く管理職を勤めることとなります。このことを放置しますと組織の新陳代謝が阻害され、組織活力が失われることに繋がると考えられることから、原則として管理職は60歳に到達した年度で管理職以下の職に降格されます。国は、定年延長に関する制度設計の考え方として、役職定年で管理職から降格される職位は、原則として管理職の直近下位の職位が望ましいとしており、町ではこの考え方に基づき、役職定年で管理職から降格される職位を課長補佐としたいと考えております。

なお、子ども園園長につきましては、副園長となります。

役職定年制度は管理職のみに適用され、60歳に到達した年度において課長補佐以下の職位にある職員は、定年まで原則としてそのままの職位となります。

次のページをご覧ください。

③定年引き上げ後の給料についてご説明いたします。

ページ上段の管理監督職員の適用例の図をご覧ください。

役職定年制度が創設されることで管理職から降格となった職員は、給料も減額となりますが、その減額の割合は、60歳到達時の給料月額額の7割になります。具体的には、当該管理職の60歳の誕生日から60歳到達後の最初の4月1日までに降格が行われます。そして4月1日は、降格によって張りつけられた号俸の7割に減額されます。このままですと60歳到達時の給料月額額の7割より減額となってしまいますので、図の右側の色づけ部分、管理監督職勤務上限年齢調整額が加算されて役職定年後の給料が決定されます。役職定年の時期は、管理職の60歳の誕生日から60歳到達後の最初の4月1日までに行うと定められていますが、仮に60歳到達後の年度内に降格を行うとすると管理職が60歳に到達するたびに降格が行われ、同時に管理職が欠けたポストに新たに職員を配置する必要があります。よって、町としましては、降格は60歳到達後の最初の4月1日、つまり

定期人事異動の日に統一したいと考えております。

このように管理職は役職定年制度により給料が減額されますが、管理職以外の職員の給料についても何らかの措置を行わないと、管理職経験者だけが給料の減額を受けることで、その他の職との給料の差が極端に縮まってしまう不均衡が生じます。よって、60歳到達時の給料月額7割措置は、管理職以外の職にも適用されることとなります。このことを表しているのがページ下段、非管理監督職員の図となります。

次のページをご覧ください。

2) 退職手当につきましては、60歳到達後、定年前に退職した場合でも、当分の間、支給率を定年退職として扱う特例が設けられております。

なお、退職手当に関する関係の規約については、秋田県市町村総合事務組合が所管しており、こちらの規約改正が来年の2月に予定されておりますので、関係の議案につきましては、その後3月定例会に提案する予定で計画しております。

④につきましては、国から、定年引き上げの開始後、60歳到達後の職員の働き方が多様化することから、本年度中に令和5年度中に60歳到達する職員に情報提供を行い、どんな働き方を選択するのか意思確認を行うよう求められており、町としましては条例改正後、該当職員に対する説明会を計画しております。

⑤定年前再任用短時間勤務制度について説明いたします。

現行の60歳定年では、定年退職後、本人の希望により再任用職員として勤務することができましたが、定年引き上げを行われると再任用という選択肢が失われてしまいます。このため、高齢職員の多様な働き方を支援するために定年前再任用短時間勤務制度が創設されました。具体的には、職員が60歳到達後、定年前に退職し、定年退職相当日まで短時間勤務再任用職員として勤務できるというものです。また、定年引き上げの完成までは、定年退職相当日以降は65歳まで暫定再任用制度で勤務が可能です。ただし、定年引き上げ完成後においては、現在のところは定年前再任用短時間勤務制度が存続するか未確定となっております。

ここまで各制度の説明をいたしました。各制度の繋がりを確認していただくため、資料、最初のページにお戻りください。

表の2行目、昭和37年度生まれの職員は本年度末で60歳となり、定年退職となります。その後は暫定再任用制度により65歳まで勤務することができます。

表の3行目、昭和38年度生まれの職員から定年引き上げが開始され、定年年齢は61歳

となります。当該職員は令和5年度中に60歳到達しますので、定年までの1年間、令和6年度を引き続き職員として勤務するか、それとも令和5年度末で退職して定年前再任用短時間勤務職員となるか選択することになります。あるいは退職金支給率が変わらないことから、令和5年度末で退職して、その後は勤務しないという選択肢もあるものと考えられます。

以下、1歳ずつ定年年齢が引き上げられるたびに暫定再任用制度は適用期間が1年ずつ短くなり、制度が完成する昭和42年度生まれ職員の定年退職時には、暫定再任用制度は廃止されることになっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第86号について質疑を行います。質疑ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 課長であった人が課長補佐に降格する。新しい部下であった人が課長になる。令和13年度になると、その課によっては先輩課長、元先輩課長が2人も3人もいることもあり得る。非常にぎくしゃくした、自分の上司であった人が課長補佐として残ってて、部下として今度働くわけですね。新しい課長のその何と申しますか、新鮮さがなくなってしまう。事業がやりづらくなってしまうと、そういう危惧があるわけですね。65歳まで課長やってるといいんですけども、それ降格なるんですから、これは非常に、この町のその課の事業がですね停滞してしまうんじゃないかと。その課長の、新しい課長の力が存分に生かされなくなってしまうのではないかと、そういうことが考えられるわけです。職務代理者、それに対する対応ですね、町の対応。どのようにしてそういうことを解消していくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えします。

今おっしゃったことは本当にそのとおりだと思っています。私も現職時代、これ始まった時に、やはり元所長がね残った場合に、じゃ、やれとこれ言えるかと。まあこういう、なかなかやっぱりそういう階級社会の難しいことがあります。それと同じような状況はやっぱりあるわけですね。だからそこは、やはりこの新しい制度をいかに各職員に理解してもらい、そういう風通しのいい職場、やっぱり割り切るところは割り切って、

やっぱり後継者を育てていきながら、本来の職務、職責を果たしてもらおうと、こういうところをしっかりと職員に、この制度を実行する場合に説明はその都度必要だと考えておりますので、できるだけそういうことのないように、職員の良識にも基づくんですけども、町としてもその目的、これをしっかりお話し、理解していただくように努力したいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第87号、八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 議案第87号についてご説明いたします。

議案第87号、八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月14日提出

八峰町長職務代理者

八峰町副町長 日 沼 一 之

提案理由は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行により基準単価の引き上

げを行うため、条例改正しようとするものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

内容につきましては、別に提出しております議案第87号説明資料でご説明させていただきます。

資料の方をご覧ください。

このたびの改正では、運送事業者との一般運送契約以外の契約における自動車借り入れ契約、燃料供給契約について単価の引き上げが行われました。また、選挙運動用ポスター及びビラの作成経費についても単価の引き上げが行われております。改正前と改正後の単価による交付限度額は、資料のとおりとなります。

なお、改正後の条例は公布の日から施行され、施行日以後に告示する選挙から適用することとしており、来年1月9日執行予定の町長選挙から適用されることとなります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第87号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第88号、八峰町温泉供給施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第88号をご説明いたします。

議案第88号、八峰町温泉供給施設条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町温泉供給施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月14日提出

八峰町長職務代理者

八峰町副町長 日 沼 一 之

提案理由であります。6月末で八峰町高齢者コミュニティセンター「湯っこランド」を閉館したため、温泉供給の変更と温泉供給施設の名称及び位置の変更に伴い、条例を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。改め文です。

八峰町温泉供給施設条例の一部を改正する条例。

八峰町温泉供給施設条例の一部を次のように改正する。

第4条中第1号の「八峰町高齢者コミュニティセンター」を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表八森いさりび温泉の項を削る。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

別表は下のとおりで、現行の上段にある八森いさりび温泉の名称と位置を削除するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第88号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第89号、八峰町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてを議題とします。



当局の説明を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） 議案第89号についてご説明いたします。

議案第89号、八峰町過疎地域持続的発展計画の一部変更について。

八峰町過疎地域持続的発展計画の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和4年12月14日提出

八峰町長職務代理者

八峰町副町長 日 沼 一 之

提案理由でございます。八峰町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項により準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を必要とするためのものがございます。

このたびの一部変更につきましては、大きく分けて2点あります。

1点目につきましては、過疎対策事業債を事業の充当財源に活用したいことから、現在の八峰町過疎地域持続的発展計画に財源充当する事業を追加するものであります。

2点目につきましては、旧計画であります八峰町過疎地域自立促進計画に明記していた部分が現在の八峰町過疎地域持続的発展計画を作成した際に項目の名称変更等により一部明記されていない部分がありましたので追加し、また、文言の一部を修正するものがございます。

次のページ、八峰町過疎地域持続的発展計画（変更）をご覧ください。

このたび一部変更する箇所をご説明いたします。こちらの表では、変更箇所と変更後、変更前を記載しており、変更箇所を朱書きで示しております。

変更箇所の第3 産業の振興のところに、県営土地改良事業負担金に過疎対策事業債を財源充当するため、2 その対策（1）農業水産業の振興 ア 農業の振興のところに、朱書き部分「ほ場の未整備地区における担い手不足の減少に伴う耕作放棄地の拡大防止を図るため、土地改良を行います。」を追加するものであります。

次のページをご覧ください。

3 事業計画（令和3年度～令和7年度）の事業名（3）経営近代化施設の事業内容のところに具体的な事業内容として県営土地改良事業負担金を追加するものであります。

事業名（8）観光又はレクリエーションにつきましては、事業内容に記載しているハタハタ館改修事業から、次のページをご覧ください。道の駅はちもり移転事業までを一

つ前の（７）商業の欄に記載しておりましたが、（８）観光又はレクリエーションの項目のところへ変更するものでございます。

（９）過疎地域持続的発展特別事業の事業内容、公共施設解体事業のところには、旧八森庁舎の所にありました旧産業棟、旧岩館小学校渡り廊下、旧八森小学校、第15分団器具置場を追加するものであります。こちらにつきましても財源充当するためでございます。

次のページをご覧ください。

上段の第４ 地域における情報化の１ 現況と問題点の朱書き部分につきましては、旧計画であります八峰町過疎地域自立促進計画では電気通信施設の整備の項目に記載しておりましたが、現在の八峰町過疎地域持続的発展計画を作成する際に項目の名称変更等により明記しておりませんでしたので追加するものであります。

下段の第４ 地域における情報化の２ その対策の朱書き部分、イとウ、次のページをご覧ください。エ、オ、カ、キにつきましても、旧計画であります八峰町過疎地域自立促進計画では電気通信施設の整備の項目に記載しておりましたが、項目の名称変更等により明記しておりませんでしたので追加するものであります。

下段の３ 事業計画（令和３年度～令和７年度）の事業名、電気通信施設の事業内容のところには、地上デジタル放送難視聴対策事業に充当財源するため、事業内容のところに追加するものであります。

次のページをご覧ください。

第５ 交通施設の整備・交通手段の確保につきましては、（１）市町村道道路のところに、今後予定されている町道坂形線道路改良工事に財源充当するため、事業内容のところに追加するものであります。同じく橋りょうのところには、欄干橋に財源充当するため追加するものであります。

（９）道路整備機械等につきましては、今後見込まれる除雪センターの建設事業に財源充当するため、事業内容のところに追加するものであります。

次のページをご覧ください。

第６ 生活環境の整備のところでは、能代市斎場整備事業負担金に財源充当するため、２ その対策のところに朱書き部分「旅館、公衆浴場等の営業施設の指導や斎場の適切な維持管理、狂犬病の予防等を行い、衛生環境を保ちます。」の文言を追加するものであります。

下段、3 事業計画（令和3年度～令和7年度）の事業名（2）一般廃棄物処理施設のところには、財源充当するため、事業内容のところに一般廃棄物処理場建設事業負担金を追加するものであります。

事業（3）火葬場のところも、財源充当するため、事業内容のところに能代市斎場整備事業負担金を追加するものであります。

事業名（7）過疎地域持続的発展特別事業のところでは、事業内容の公共施設解体事業に財源充当するため、追加するものであります。

次のページをご覧ください。

対象施設として、旧八森庁舎の所にありました旧産業棟、旧岩館小学校渡り廊下、旧八森小学校、第15分団器具置場を追加するものであります。

1マス下の事業内容、住まいづくり応援事業のところでは、事業主体のところに記載がありませんでしたので、八峰町を追加するものであります。

さらに1マス下のところにつきましては、事業名を本来「安全安心」とするべきところを「安心安全」となっていたことから修正し、また、事業主体のところに記載がありませんでしたので、八峰町を追加するものであります。

次のページをご覧ください。

第9 教育の振興 3 事業計画（令和3年度～令和7年度）の事業名（3）集会施設のところには、財源充当するため、事業内容のところにそれぞれ埴地区多目的集会施設改修事業、大信田地区多目的集会施設改修事業、能代山本広域交流センター改修事業負担金、三ツ森町内会館建設事業、松原会館建設事業を追加するものであります。

次のページをご覧ください。

事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（令和3年度～令和7年度）についてであります。この部分以降につきましては、本計画書において過疎対策事業債の中でもソフト事業分を再度記載する部分でありますので、繰り返しの説明となります。

事業名、公共施設解体事業のところでは、対象施設として旧八森庁舎のところにありました旧産業棟、旧岩館小学校渡り廊下、旧八森小学校、第15分団器具置場を追加するものであります。県との協議の際に、持続的発展施策区分としては、2 産業の振興と1マス下の5 生活環境の整備の2カ所に記載すべきとの意見がありましたので、2つの区分に追加するものであります。

次のページをご覧ください。

事業名、安全安心なまちづくり推進事業につきましてもソフト事業分であります。先ほどもご説明しましたが、本来であれば「安全安心」とすべきところを「安心安全」となっていたことから修正するものであります。

説明は以上でございます。何とぞご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第89号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 具体的な整備計画の中で、除雪センターの建設とですね、松原会館の建設が記載されてますけども、いつの段階でこういうふうな設置計画っていうものが出てきたんでしょうか。私の記憶ではないんですけども、そういう報告等、計画の説明等あったんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

ただいまご質問にございました除雪センターと松原会館につきましては、具体的な事業として議員の皆様にご説明していることはまだないかと思われまます。

このまず除雪センターの方につきましてはですけども、こちらに関しましては、町で管理しております除雪ローダーと除雪機器の台数がかなり増えてございます。こうした場合、将来的には適正な維持管理、また長寿命化を図るため、除雪センターを将来的には建設する可能性が高いということで、現段階で計画書に記載した、追加するものでございます。

また、松原会館の建設事業につきましては、こちらの方はちょっと役場の方の内部のお話になるんですけども、主要事業等のヒアリング等行った際に、現在計画しております三ツ森会館を行った後には松原会館の建設を行いたいというような事業計画書の提出がございましたので、事前に松原会館の方も本計画に追加するものでございます。

なお、こちらの方はあくまでも過疎債の財源充当するため記載するものでありますので、こちらの計画書に記載したからといって必ずしも実行しなければいけないといったものではございません。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 欲しいものを書いておけば、それは財源充当として何とか該当するということで記載するというのは分かりますけどもね、これが、こういう施設が本当に必要なのかわかっていう、必要なんだということのやっぱり理解というものが先なんじゃないの。最初からあれも欲しい、これも欲しいという前提で計画の中に盛り込んでおくということは、私はおかしいんじゃない。こういう理由でやっぱり将来的には造らなければならぬということの同意が、説明をして同意を求めて初めて計画にあげるべきものではないのかなと思うんですがね、その辺、職務代理、どう思いますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

実は松原会館は、住民要望でございます。そして、建設年数、老朽度を見て、その要望の順序として三ツ森の会館、そして次は松原会館というようなまず当局の方ではそういう計画をもたなくちゃいけないと。だから財源として、やはりこれは当然必要になるという段階で今回充当する可能性のあるものを載せて、実際その事業化する具体化すれば、当然皆さんの方に説明すると、こういうことになろうかと思っておりますので、確かに順序的にね計画が先っていても、やはりその前の段階で各区域からの要望もございまして。そういうのを主要事業に具体的に載せるようになれば、やはり皆さんの方にきっちりご説明して予算も計上していかなくちゃいけないこととなりますので、ただ、今、財政課長がお話したように、あくまでも今の段階で可能性ですけども、載せておかないものはやはりすぐはならないので、そういう前段階の状況の中で今回財源充当のために載せたと、こういうことでございますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 別にこれ駄目だと言ってるわけではないですよ。ただね、やっぱり、まあ会館であれば地元からこういう会館要望ある。除雪センターはもう古くなってあちこちこう、まあ統合して大きいものを建てていかないと駄目だというふうな説明を議会にするべきではないのかわかっていうことですよ。その上で、説明して、じゃ、だったら計画に載せればいいというふうに、すぐ同意するわけでしょう。これが一方的に当局が勝手に判断して、あ、これは必要だ、あれは直さなければならないと、議会の同意もなくそれやってもいいのかということですよ。私はやっぱり、少なくとも議会には、こういうこれこれ理由で追加するので承認してもらいたいというふうなやっぱり説明っていうのが私は本来あるべきだと思いますけども、どうでしょう。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） ただいまの再質問にお答えします。

同じような答えになるんですけども、やはり窓口はいろいろ行政協力員会議とか、また地域要望とかってあります。まあその段階で主要事業に載せていくかいかないかのやはり財政計画もありますので、その段階で皆さんにまずお知らせするっていうことじゃなくて、やはりこれをこういうふうにして状況が固まってね財政上許せる計画に載せれる段階になった時に、それは皆さんの方にご説明して予算要望の理解を得ると、これが順序と私も心得てます。ただ、ここ今載せたのは、あくまでもその計画が、高杉課長の説明ありましたけども、これを必ずやるということじゃなくて、まず財源として載せておく必要があると。まだ実際具体的ではないんですけども、計画の段階ではまだ後の方ですけども、これから必要になる必要性から載せたということですので、必ずしもその段階で皆さんに全部お断りしてこれを載せるという今段階ではないと思ってますので、どうぞその辺をご理解いただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 道の駅の移転、これは前々から言われてたのであがってくるのは分かるんですけども、このハタハタ館の改修事業というのは町でどうしてここにあげてきたのか、何をもってハタハタ館の改修をしようとしているのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

それと、地上デジタル放送の移行に伴うということで、津波の監視カメラ、あれが建ってからどのくらい、10年以上なるのかどうなのか、老朽も非常に激しいと思うんですけども、これが今までどういうふうに町に役立ってきたのか、どのように利用されてきたのか、非常にちょっと疑問であります。建つ時は多額のお金で、国から来た、過疎債か何か分かんない、ですけども、これが今度は電波塔として、それを壊して電波塔とするのか、その辺のちょっと兼ね合いを教えてくださいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

私の方からは、まずこの事業計画に載せておりますハタハタ館改修事業についてお答えいたします。

このハタハタ館の改修につきましては、過疎債を充当する際に、これも全部何も改築するとかそういった規模のレベルのものだけではなくて、ある一定の金額の張る設備を

更新する際にも活用したいということで記載しているものでございます。

○議長（皆川鉄也君） 内山まちづくり防災室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 私の方から、津波監視カメラについてご報告いたします。

津波監視カメラは平成24年度、今から10年前に国の緊急経済対策事業を活用して、ほとんどが国の財源で賄った事業で行われておりました。で、カメラについては2台ありまして、設置場所が伊勢鉢台高台、ハタハタ館過ぎて岩館の方に曲がる交差点行って30mぐらい行った高台の方に1基ついております。もう1基は糠森山についております。この2基で監視、津波の監視カメラを設置しております。

現在の状況なんですが、これまで落雷、糠森山に落雷が3回ほどありまして、令和2年9月にも落雷がありまして、それで監視カメラ映らない状態、休止状態です。これを修繕すると多額の費用もかかりまして、また監視カメラについている映像電波専用無線装置というも5年に一度、530万円かけて塩害対策で補修していかなければいけない状態で多額の費用がかかるということで、で、使用状況なんですが、今、これまでの使用状況は、ほとんどがNHKと秋田テレビの方に海岸の映像の情報提供をしているような状況であります。で、実際に津波が起きて映像を見て、その映像で例えば津波の高さが分かるとかそういう映像でもないし、あと、津波が来て、その映像を見て避難するという避難情報も出して、遅い状況でもあるので、これまでどおりラジオ、テレビ、あと緊急受信速報などの情報を得て、住民を素早く避難させる方向でこれからも考えていきたいと思っておりますので、今、休止状態で、今後整備も含めて、もしかしたら撤去の方向も考えて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 先ほどの答弁について、それでもあれですか、難聴とされる茂浦の部分的なところとか中浜とかそういうところは、難聴が解消されるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） 見上議員の質問にお答えします。

ラジオの受信状況についてでありますけれども、この津波監視カメラ等の装置とラジオの感度に関しては、直接的な因果関係はございません。

また、こちらの方に記載しているラジオの難視聴の地域のことでもありますけれども、

こちらの方につきましては、町だけでできるような事業でもございませんので、解消に当たりましては、県を通じて東北総合通信局、そちらの方と相談しながら進めていくべき事業というふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 森林科学館の改修がここに追加で載っております。これは県の施設で県費で全部建てた施設だというふうに思いますが、果たしてこの森林科学館、入客数がどのくらいあるのか。あの展示物を見るために、この館に通う人が年間どのくらいいるのか。もう我々、まあ予算委員会、決算委員会で聞くと、ほとんどいない状態。それで、数年前から雨漏りもしておりました。多分大規模改修になるでしょう。そうになると、費用対効果を考えた時に果たしてあの森林科学館が必要なのか、その目的をちゃんと果たしているのかと非常に疑問であります。これをですね私はやめて、森林科学館、もうジオパークの事務局しかなってないんですよ。これをやめて、向かいの交流センター、立派な建物があります。その交流センターにジオパークの事務局を移す。私はこの館のですね当初の目的はもう果たした。取り壊してもいいんじゃないかと。まあこれが県で全部やってくれるというのであればそれでもいいですよ。でも、町で大きな負担があるとなれば、私はこの森林科学館はもう終わりにした方が今後の八峰町のためになるのではないかなというふうに思います。まあこれから検討していくということになりますから、十分に検討してください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） 森林科学館につきましては、今、須藤議員がおっしゃったとおり雨漏り等が発生しておりますので、まずは小規模な修繕からやっていきたいと考えております。で、この後の活用につきましては、話されたとおりジオパーク等でも活用している状況で、さらに向かいのふれあい館等もございますので、今後、活用方法については再度検討させていただきたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。1時より再開いたします。

午前 0時12分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に遡り会議を再開します。

日程第15、議案第90号、秋田県及び八峰町における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第90号をご説明いたします。

議案第90号、秋田県及び八峰町における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議について。

地方自治法第252条の2第1項の規定により、別紙のとおり生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結することについて、秋田県と協議する。

令和4年12月14日提出

八峰町長職務代理者

八峰町副町長 日 沼 一 之

提案理由であります。秋田県と連携して生活排水処理事業の事務を処理するにあたり、基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結するための協議については、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

次のページをお願いいたします。別紙、契約内容であります。

秋田県及び八峰町における生活排水処理事業の運営に係る連携協約。

1条、目的。この連携協約は、人口減少社会においても、快適で安心できる暮らしと衛生的な水環境を将来にわたって維持するため、秋田県及び八峰町の協働により、連携

して生活排水処理事業に関する事務を処理することを目的とする。

2条以降は、連携する業務内容を規定したものです。

内容については、議案第90号補足説明資料をタブレットに掲載しておりますので、こちらで説明させていただきます。

生活排水処理事業の運営に関する県及び市町村との連携協約についてであります。

下の段の2. 連携協約の内容ですけれども、2条に関する部分です。

連携する事務の範囲についてですけれども、主に4つあります。経営戦略やストックマネジメント計画等の策定に関する事務。2つ目、設計の積算、工事監督等に関する事務。3つ目、技術研鑽のための研修等に関する事務。4つ目、その他、県及び市町村の連携が必要となる事務であります。これらについては、従来、各自治体が執行している業務であります。手順、ノウハウに共有点多く、事務を連携して処理することで作業の効率化や品質の確保を期待できる。また、共通点が多い業務を一括して行うことで、経費の節減等に繋がることを期待できるものであります。

次のページをお願いいたします。

3条関係ですが、基本方針では、連携して事務を処理するための実務を担う組織体として、生活排水処理事業に関する技術力を集結した「広域補完組織」を新たに設立し、運用をしていくものです。

次、4条関係の役割分担については、広域補完組織の設立に関しては、県が主導して計画立案をします。その他、県及び市町村は、設立に要する経費をそれぞれ負担する。

②として広域補完組織の運営について。県及び市町村は、協議の上、広域補完組織に職員を派遣する。主に大きい市が派遣される対象になる見込みであります。県は、市町村が必要とする支援と、県が管理する施設に関する業務を合わせて、一括して広域補完組織に業務を発注する。

③として、広域補完組織の評価について。県及び市町村は、広域補完組織の経営状況等を評価する。5年に一度を目処に評価を行う予定であります。

組織体制は、右の方の図のようになっております。

また、下の段の今後の予定については、これも12月議会で県内の25市町村それぞれこのように議会へ提案して承認を得る段取りとなっております。それを踏まえて、来年の3月に連携協約締結式、県と各市町村がそれぞれ今の内容で協約を締結するものであります。

令和5年度に入ってからですが、正式に会社の設立を目指しております。で、実質運用については、令和6年度4月、6年4月から行う見込みであります。

説明は以上です。内容を確認の上、ご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第90号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この資料を何度もこう読んで、まあこうなのかなという、こういうふうにして自分なりに分かったつもりなんですけれども、八峰町が今、下水の普及率がどのくらいで、で、全県的にその普及率がどのくらいか、もし分かったら教えてもらいたいのと、今後八峰町は、この今ほとんどもう下水の処理ができてますよね。進んでると思うんですけれども、全県に比べて。で、今後こういうふうなもっともって何か技術的なものがこれから必要になってくるのかどうなのか。ほかから技術者を借りなければならないような技術的なものが必要になってくるのかどうなのか。ちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

まず普及率というお話でしたけれども、町から言いますと、普及率というのは管を整備して使えるような状況のことを普及率と言いますので、これは計画に沿った事業が全て完了しておりますので100%です。ただ加入率については、各処理場ごとに開きがあります。一番低いところで70前後であります。高いところだと80ぐらいとなっております。全県の普及率についてはちょっと把握しておりませんので、もし後で県に照会して分かればご報告したいと思います。

それから、技術的な面で今後、先ほど話したとおり整備が終わってるので必要なるかという話ですけども、今後は維持管理、こちらの方に大きなウエイトが占めていきます。というのは、前回、最近提案させていただいてるマンホールポンプの更新工事、まあ今回も計上しておりますけども、これがたびたび故障して、耐用年数が過ぎてますので、どんどんどんどん更新していかなければなりません。それから、処理場も同じく老朽化してきております。一番古いのでも平成14年、石川処理場が稼働してからもうしばらく経ちますので、こういうところが傷みが激しいし、大きい処理施設、八森浄化センター、

あるいは沢目浄化センター、これらについては多様な機種がありますので、それぞれのメンテナンス、毎年1,000万以上の維持費をかけて更新やら点検整備をしているところです。そういう部分についての職員の技術力、これが建設した当時であればそれなりに職員も配置されていたんですけども、今後、今後というか現在も含めて大変厳しい人員の中で維持管理をしているわけで、そういうところの更新工事やら、あるいは管の劣化による更新工事、こういうものについてのノウハウが今の職員では養っていかれていないので、どこの町村も同じですけども、この技術者不足というのが最大の課題となっていることから、秋田県が主導してこういう連携を取って組織を作って、そこで各市町村の問題を解決できる場を設けて、今後の水処理対策として維持していきましょうという内容でございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まあその状況はよく分かりました。100%つくったにしても、それ以上のやっぱりメンテナンス、維持費が技術者がいないと間に合わないというのは分かりましたけれども、ただこれが市町村と県とパートナー事業者、三体で官民出資会社をつくるということですけども、この例えば八峰町の場合は、出資金がどういうふうな計算でなるのか分からないんですけども、出資金が、八峰町は100%施設完備はできてるのと、できてないところと調合すると割りが合わないのでは、どのような出資金の方法なのか。それと、パートナー事業者というのは県の方からもう指定された事業者であるので、八峰町の場合、いろんな業者が入ってるのかどうなのか分かんないんですけど、県の指定した業者でないとできない。で、これが出資金を出せばあと一般会計から出さなくていいのかどうなのか。その辺、あまりにもその負担が大きくなるようであればこれは非常に困るなというところがあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） まず出資金のお話からいたします。出資金については、秋田県と市町村合わせて51%、民間が49%の予定であります。

それから出資金の計算方法、各市町村の割合ですけども、これについては、現時点では処理人数といいますか、秋田県で管理している流域下水道の処理人数、それから各市町村の整備されている処理人数、これらをトータルした全体の人数から各市町村ごと

の人数割合で負担していただくという予定になっております。まだ決定ではありませんが、そういう目安になっております。

あと、立ち上げるまで資金がございませんので、それに必要な事業費として約1億円を見込んでいます。これについては立ち上げ時の資金としてですけれども、その後の負担というのは、まず事業を展開する市町村がそれを設計なり工事をこの設立会社に委託した場合に費用が発生するわけであって、もしそういう必要がなく、まあ自分方でやれるところは自分方でやるとなれば、それ以外の費用はかかりません。あくまでもほかの民間会社と同じような感じで、必要なものだけそこに頼んで工事を発注したりするということでもあります。

それあと、町内業者が締め出されるんじゃないかという話ですけども、そういうことはありません。あくまでもここについては、合理的に発注する方法を検討するわけであって、各事業主体でこの設計会社が協議して指名範囲を決定するという流れになりますので、その辺は排除されるということは懸念しておりません。

また、当然これまでどおり町内業者については優先して指名を行いたいと考えておりますので、その辺は協議の中でも強く申し上げているところであります。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 企業会計で担当職員が非常に難儀しているわけではありますが、この連携協定によって企業会計が難しくなると、非常に多忙になるということは考えていませんか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 須藤議員のご質問にお答えします。

企業会計で、今、令和元年度から新たな企業として立ち上げて職員が会計処理を担って、大変苦勞して今進めているところです。そのほかに、通常、まあ簡易水道も下水道も現場をもって作業してるわけであって、仮にこの組織ができて、そういう難しい設計や工事について発注できるとすれば、そこにお願ひできる分、割安にお願ひできる分、職員の負担はかなり軽減されますので、この辺はむしろ良い方向に行くんじゃないかと考えております。

以上です。

- 議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。
- 8番（見上政子さん） これをつくるに当たって、国保とか後期高齢みたいに各市町村段階での代表者の会議とか、その内容が議会に報告されるとか、そういうことがあるんでしょうか。
- 議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。
- 建設課長（石嶋勝比古君） 今現在、全県の各市町村がこういうふうにご説明申し上げて協議に入るための手続きを進めているところであります。今後、設立までもそうですが、設立後も含めて、出資会社に対する必要な内容については、議員の皆さんにご説明しながら進めていきたいと考えております。
- 議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。
- これより討論を行います。討論ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。
- これより議案第90号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。
- 日程第16、議案第91号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。
- 当局の説明を求めます。高杉企画財政課長。
- 企画財政課長（高杉泰治君） 議案第91号についてご説明いたします。
- 議案第91号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第8号）。
- 令和4年度八峰町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。
- 第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,442万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億4,337万円とするものでございます。

第2条 債務負担行為の補正につきましては、債務負担行為の追加でございます。

第3条 地方債の補正につきましては、地方債の廃止でございます。

令和4年12月14日提出

八峰町長職務代理者

八峰町副町長 日 沼 一 之

4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正でございます。

1 追加の農業経営等復旧・再開支援対策事業費補助につきましては、今年8月の豪雨により被害を受けた被災農業者等の経営再開に向けた取り組みに対し助成する「農業経営等再開支援事業」を県が新設し、令和4年度から令和5年度の2カ年事業で実施することとしています。事業開始年度は今年度からで、支出については令和5年度となるため、債務負担行為を設定するものでございます。

産業振興課公用車リースにつきましては、現在使用している公共車が来年車検を迎えますが、老朽化しており、継続使用できない状況であります。車検前の納車とするため、債務負担行為を設定するものでございます。

産業振興課乗用芝草刈機購入につきましては、ポンポコ山公園の維持管理に使用している乗用芝草刈機が故障し、また、購入後14年経過していることから更新するものであります。納期までに期間がかかるため、債務負担行為を設定するものでございます。

町道滝の間繋線法面保護事業につきましては、入札の不調により年度内の事業完了見込みが立たなくなりました。入札不調の原因を調査したところ、現在行っている事業で手いっぱいであり、応札できないとの理由であったことから、事業量が少ない年度末に発注するため、債務負担行為を設定するものでございます。

第3表 地方債補正でございます。

1 廃止の町道法面保護事業につきましては、先ほども申し上げましたが、入札の不調により年度内の事業完了の見込みが立たなくなったため、廃止するものでございます。

次に、歳入歳出の補正理由につきましては、事項別明細書8ページ以降をご覧くださいながら、歳入歳出の順にご説明いたします。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

8ページ・9ページをお開きください。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金につつま

しては、歳出、障害福祉費の自立支援給付費の追加に伴い、自立支援給付費負担金1,401万4,000円の追加補正でございます。

2目衛生費国庫負担金1節衛生費負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の5回目接種に係る接種負担金として、新型コロナウイルスワクチン接種対策国庫負担金1,194万6,000円の追加補正でございます。

2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の5回目接種に係る事務費等の経費として、新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金287万9,000円の追加補正でございます。

16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金につきましては、歳出、障害福祉費の自立支援給付費の追加に伴い、自立支援給付費負担金700万7,000円の追加補正でございます。

16款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金4節生活バス路線等維持費補助金につきましては、令和3年10月から令和4年9月までの能代・峰浜線の運行実績に対する生活バス路線等維持費補助金3万3,000円の追加補正でございます。

10ページ・11ページをお開きください。

17款財産収入2項財産売払収入1目不動産売払収入2節その他不動産売払収入につきましては、一般分収林の売り払い面積の拡大に伴い、一般分収林収入120万円の追加補正でございます。

18款寄附金1項寄附金、2項教育費寄附金1節教育費寄附金につきましては、若狭敏春氏より寄せられた教育費寄附金3万円の追加補正でございます。

19款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出補正全体の調整のため、1節財政調整基金繰入金7,353万円の追加補正でございます。

4目ふるさと八峰応援基金繰入金につきましては、寄附金が当初予算の見込みを上回っていることから、今後の寄附額を加味し、特産品分として1,500万円、事務費分として1,200万円の合わせて2,700万円の追加補正でございます。

21款諸収入5項雑入5目助成金1節助成金につきましては、後期高齢者健診事業の歳出増加に伴う広域連合健診事業補助金178万5,000円の追加補正でございます。

9ページ・10ページをお開きください。

22款町債1項町債4目土木債2節自然災害防止事業債につきましては、先ほど第3表地方債補正のところでもご説明しましたが、町道滝の間繋線法面保護事業において、入



札の不調により年度内の事業完了の見込みが立たなくなったことから2,500万円の減額補正でございます。

すいません、今の12・13ページでした。

続きまして、歳出をご説明いたします。

14・15ページをお開きください。

このたびの補正予算の人件費につきましては、秋田県人事委員会勧告に基づくものが主な補正でありますので、説明は省略させていただきます。また、需用費のうち、光熱水費につきましては、電気料の高騰に伴う追加補正となっておりますので、こちらについても省略させていただきます。

それ以外の主なものをご説明いたします。

はじめに、1款議会費につきましては、人件費のみですので省略させていただきます。

次に、2款総務費についてご説明いたします。

1項総務管理費1目一般管理費17節備品購入費につきましては、庁舎の応接室、和室、ロッカーのエアコンが室外機の故障により使用できない状況となっております。新年度以降、年次計画で更新を行う予定ですが、今冬の期間、応急対応としてセラミックヒーター購入費4万1,000円の追加補正でございます。

6目企画費10節需用費のうち、6 修繕料につきましては、八森小学校に設置しているLED外灯の修繕として110万円の追加補正でございます。

16・17ページをお開きください。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、令和3年10月から令和4年9月までの運行実績に対する能代・峰浜線の路線バス維持費補助金として、生活バス路線等維持費補助金19万8,000円の追加補正でございます。

7目電子計算費18節負担金、補助及び交付金につきましては、地方税共通納税システムの対象税目が拡大され、追加税目に係る手続きの電子化に対応するシステム改修費、また、障害者自立支援給付審査支払等において、国保連合会受給者異動情報の変更と支援区分判定ソフトの変更に伴うシステム改修費として、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金245万9,000円の追加補正でございます。

13目ふるさと納税管理費につきましては、歳入のところでもご説明しましたが、寄附金額の増加見込みに伴い関連事務費等を追加するものでございます。

11節手数料につきましては、ポータルサイトの利用及びクレジット決済の手数料とし

て330万円の追加補正でございます。

12節委託料につきましては、返礼品管理等のふるさと納税事務一括代行業務委託料2,370万円の追加補正でございます。

2項徴税費については省略させていただきます。

18・19ページをお開きください。

3項戸籍住民基本台帳費についても省略させていただきます。

4項選挙費3目秋田県議会議員一般選挙費17節備品購入費につきましては、開票時の点検作業において、自動で仕分け・集計作業を行うことにより、開票時間の時間短縮並びにコロナ禍における密状態を回避できることから、投票用紙読取分類機購入費629万1,000円の追加補正でございます。

次に、3款民生費についてご説明いたします。

1項社会福祉費1目社会福祉総務費につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、介護施設等の運営を維持するため、入所施設については定員当たり9,000円を、通所施設については定員当たり4,500円を助成する「介護保険施設等物価高騰対策事業」の追加補正でございます。

20・21ページをお開きください。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、施設運営費価格高騰対応緊急支援助成金297万円の追加補正でございます。

3目障害福祉費につきましては、障害介護給付費等の支出が増えており、今後不足することが見込まれることから、自立支援給付費2,802万9,000円の追加補正でございます。

7目後期高齢者医療費につきましては、健診受診者が伸びており、今後不足が見込まれることから、12節委託料に後期高齢者健診業務委託料172万9,000円の追加補正でございます。

22・23ページをお開きください。

次に、4款衛生費についてご説明します。

1項保健衛生費1目保健衛生費につきましては、省略させていただきます。

2目予防費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種5回目の実施に伴う追加補正でございます。

11節役務費、通信運搬費につきましては、接種券の発送代として33万9,000円を、手数料につきましては、国保連事務手数料として54万円の追加補正でございます。

12節委託料につきましては、被接種者送迎業務委託料200万円の追加補正でございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種負担金1,194万6,000円の追加補正でございます。

3目環境衛生費18節負担金、補助及び交付金につきましては、令和3年度の精算及び令和4年度の負担率変更に伴い、能代市斎場管理費等負担金22万6,000円の追加補正でございます。

6目ハタハタの町診療所費18節負担金、補助及び交付金につきましては、令和5年4月から保健医療機関・薬局にオンライン資格確認等システムの導入が原則義務化されるため、オンライン資格確認システム構築負担金21万2,000円の追加補正でございます。

3項水道費1目簡易水道施設費18節負担金、補助及び交付金につきましては、簡易水道事業会計への一般会計補助金242万5,000円の追加補正でございます。

24・25ページをお開きください。

次に、6款農林水産業費についてご説明いたします。

1項農業費1目農業委員会費と2目農業総務費については、省略させていただきます。

3目農業振興費11節役務費につきましては、生薬の出荷等に係る配送料を手数料から通信運搬費に同額を組み替えするものでございます。

5目農地費18節負担金、補助及び交付金につきましては、団体営農業水路等長寿命化事業において、補助金から負担金に同額を組み替えするものでございます。

2項林業費2目林業振興費18節負担金、補助及び交付金につきましては、一般分収林の売り払い面積の拡大に伴い、一般分収林造林者交付金102万円の追加補正でございます。

26・27ページをお開きください。

次に、7款商工費についてご説明いたします。

1項商工費3目観光費18節負担金、補助及び交付金につきましては、町内宿泊助成事業が好調であり、今後不足することが見込まれることから、町内宿泊助成事業補助金600万円の追加補正でございます。

28・29ページをお開きください。

5目ハタハタ館管理費10節需用費につきましては、早急に修繕が必要なハタハタ館の、ろ過装置熱交換器等の修繕料250万円の追加補正でございます。

次に、8款土木費についてご説明いたします。

1項土木管理費につきましては省略いたします。

2項道路橋梁費1目道路維持費につきましては、自治会要望に対応するための追加補正でございます。

10節需用費につきましては、ガードレール設置等の消耗品費として30万円を、側溝及び路面補修の修繕料として200万円の追加補正でございます。

13節使用料及び賃借料につきましては、自治会要望に対応するための重機借上げとして、自動車等30万円の追加補正でございます。

30・31ページをお開きください。

14節工事請負費につきましては、町道滝の間繋線法面保護工事において、入札の不調により年度内の事業完了の見込みが立たなくなったことから2,500万円の減額補正でございます。

5項住宅費1目住宅管理費10節需用費につきましては、町営住宅の修繕料が今後不足することが見込まれることから、150万円の追加補正でございます。

32・33ページをお開きください。

次に、9款消防費についてご説明いたします。

1項消防費3目災害対策費10節需用費につきましては、このたび旧岩館小学校渡り廊下を解体した際に、避難所指定している体育館側の屋根部分の一部に不良箇所が確認されましたので、修繕料30万円の追加補正でございます。

12節委託料につきましては、令和5年2月から、緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級3以上を予想した場合の予測値が追加されるため、音声データの追加が必要となることから、全国瞬時警報システム改修業務委託料49万5,000円の追加補正でございます。

10款は教育費でありますので、教育委員会関係につきましては、後ほど教育長がご説明を行います。

38・39ページをお開きください。

次に、11款災害復旧費についてご説明いたします。

2項公共土木施設災害復旧費1目公共土木施設災害復旧費14節工事請負費につきましては、町道真瀬線道路災害復旧工事500万円の追加補正でございます。

40・41ページをお開きください。

次に、13款諸支出金についてご説明いたします。

2項諸費1目国県支出金返納金につきましては、事業精算に伴う過年度分の返還金でございます。

新型コロナワクチン接種国庫負担金、子ども・子育て支援交付金、一時預かり事業費補助金、施設型給付費国庫負担金及び県費負担金、合わせて326万8,000円の追加補正でございます。

10款教育費以外の説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、私の方から教育委員会関係の予算を説明いたします。

ページを戻っていただいて、32・33ページ、10款教育費をお開きください。

先ほどまでと同様に、人件費と光熱水費につきましては省略させていただきます。

1項教育総務費3目教育助成費10節需用費につきましては、小中学校で使用する抗原検査キットの購入費として、消耗品費98万1,000円の追加補正でございます。

34・35ページをお開きください。

2項小学校費1目峰浜小学校費10節需用費の2 燃料費につきましては、灯油代10万6,000円の追加補正でございます。

6 修繕費につきましては、自動火災報知設備修繕の足場等に一部変更が生じたためと今後の小破修繕を見込み、54万3,000円の追加補正でございます。

3項中学校費1目八峰中学校費10節需用費につきましては、体育館のLED照明の修繕と今後の小破修繕を見込み、修繕料50万円の追加補正でございます。

4項幼稚園費2目八森子ども園費10節需用費につきましては、調理室の水抜き栓の修繕として、修繕料11万円の追加補正でございます。

36・37ページをお開きください。

5項社会教育費5目八森文化交流施設管理費10節需用費につきましては、教育長室と1階事務室の照明安定器の修繕と、消防設備点検により誘導灯と自動火災報知機の端子の修繕が必要なことから、修繕料59万6,000円の追加補正でございます。

38・39ページをお開きください。

6項保健体育費2目学校給食共同調理場運営費10節需用費の7 賄材料費につきましては、食材価格の高騰により40万円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第91号について質疑を行います。質疑ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 33ページ中段の委託料、Jアラートですが、先般、北朝鮮の挑発行為によるミサイル発射がたびたび行われました。最初の頃はJアラートも発令されておりましたが、後半は不調のためかJアラートも発令されることはあんまりなかったようです。この発令されたのも、ミサイルが通り過ぎてからとか着弾してからの発令がほとんどで、本当にこのJアラートが役に立つものなのか。我が町からも委託料49万5,000円が出るということは、各市町村から莫大な委託料が支払われております。国からも膨大な予算が割かれているこのJアラート、本当に必要なのか。今一度確認が必要だと思ひますが、職務代理、よろしくお願ひします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） ただいまの門脇議員のご質問にお答えします。

今、ご質問あったように全くそのとおりで、最近のJアラートはかなりトラブル続きだと、これも国でも認めております。まあその辺の改修、そしてまたあり方、体制も含めて、国でもしっかり見直していくという方向でおりますので、ここは個々の町村からもちろんそういう声は上がるわけですが、そういうことを踏まえながら、今後しっかり機能していくように市町村サイドからも求めていくべきだと思ひておりますので、どうぞご理解をお願ひしたいと思ひます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） まあ職務代理の答弁にもあったようにね、もし各市町村からも同じような問題が出たとすればね、そこは連携を取りながら、本当に必要なものなのか。これは生命に関わるものであります。その辺を他市町村と連携して、やはり国に訴えるべきものは訴えていく姿勢も必要だと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（皆川鉄也君） 答弁を求めますか。

○10番（門脇直樹君） いえ。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 17ページのふるさと納税のことについて伺います。

2,370万円、これいつからいつまでのもので何件あって、まあいろいろ何件もあると

あれでした最高限度額、最高の人が何人、最高の金額何人か、それから最下位、最下位ってば悪いけども、最低の納税はどのくらいあったのか教えてもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

今回の補正額でございますけれども、今現在寄附をいただいております、10月まで寄附を納入されていて、業者の方から請求来ているものに関しては全て支払っており、今後、通常、ふるさと納税につきましては12月がピークを迎えますので、そちらの方に対応するために追加補正するものでございます。

あと、今の個人的な多分寄附の金額で一番最高の金額がいくらかというご質問かと思うんですけれども、まず私が記憶している限りでは、個人の方で100万円寄附されている人がおります。で、ちょっと下限値の方はちょっと確認できていないんですけれども、ふるさと納税の返礼品を選んでいく際に一万二、三千円とかというのがまず下限値にあるので、おそらく下限は一万二、三千円になっているものというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

（「ごめんなさい。トータル件数ちょっと漏れたので」と呼ぶ声あり）

○議長（皆川鉄也君） ああ、んだすか。もとへ。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

今現在、寄附金の令和4年度の件数ですけれども、10月末現在のものまで集計できております。10月末現在で943件の寄附金件数となっております。ちなみに令和3年度の10月末現在では666件でしたので、今現在で277件伸びているということになっております。

○議長（皆川鉄也君） これより討論を行います。討論ありませんか。

○8番（見上政子さん） 質疑終わりですか。

○議長（皆川鉄也君） 終わります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第92号、令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長(石上義久君) 議案第92号についてご説明いたします。

議案第92号、令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)。

令和4年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,620万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,019万4,000円とする。

令和4年12月14日提出

八峰町長職務代理者

八峰町副町長 日 沼 一 之

詳細につきましては、事項別明細書にて順にご説明いたします。

6ページをご覧ください。

歳入、8款1項1目1節前年度繰越金に1,620万9,000円を追加補正するものでございます。

なお、内訳につきましては、充当財源となる歳出にて詳細をご説明させていただきますので、次の8ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目一般管理費11節役務費、通信運搬費の35万1,000円の追加補正は、第9期次期介護保険事業計画作成のためのアンケート調査郵送代の追加補正でございます。

以後、2款保険給付費及び5款地域支援事業費につきましては、被保険者が医療機関



等を退院となり、在宅での生活の上で必要となるサービスを利用するため事業費支出が増えております。今後の支出見込み額に対応するための追加補正でございます。

その内訳は、2款保険給付費1項3目18節地域密着型介護サービス給付費、要介護グループホーム負担金に607万9,000円を、同じく9款18節居宅介護サービス計画給付費、要介護ケアプラン負担金に246万9,000円を、2款5目18節介護予防福祉用具購入費、要支援福祉用具負担金に20万7,000円を、6目18節介護予防住宅改修費、要支援住宅改修費負担金に48万7,000円を、7目18節介護予防サービス計画給付費、要支援ケアプラン作成負担金に16万6,000円を追加補正し、次の10ページをお願いします。2款保険給付費4項1目18節高額介護サービス費負担金に377万7,000円を、5款地域支援事業費1項1目18節介護予防通所介護事業費、要支援デイサービス負担金に183万4,000円を、予防訪問介護事業費、要支援のホームヘルプサービス負担金に52万9,000円を、同じく2目18節介護予防ケアマネジメント業務、要支援のケアプラン作成負担金に31万円をそれぞれ追加補正するものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第92号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第93号、令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第93号についてご説明いたします。

議案第93号、令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,751万9,000円とする。

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年12月14日提出

八峰町長職務代理者

八峰町副町長 日 沼 一 之

3ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為。事項 患者送迎用リース、期間 令和5年度、限度額99万円でございます。

町営診療所の患者送迎用バスは、購入から13年が経過しております。修繕費用が年々増大しておりますことから、こちらのバスの更新に着手するものでございます。しかしながら、昨今の社会情勢から車両の更新取得までには相応の期間が要することが推測され、現在のバスの車検満了までの納車とする必要があることから、この車両の更新に伴う債務負担行為を設定するものでございます。

ちなみに、更新車両は現在の19人乗り小型バスを取りやめまして、10人乗りワゴン車とする予定でございます。

続いて、歳入歳出補正予算事項別明細書6ページ以降をご覧くださいながら説明いたします。

7ページをお願いします。

歳入、4款1項1目1節前年度繰越金に181万3,000円を追加補正するものでございます。

なお、この内訳につきましては、充当財源となる歳出内訳にて詳細を説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目医科一般管理費2節給料、3節職員手当等の一部と、4節共済費及び1款1項1目歯科一般管理費4節共済費につきましては、一般会計でもご説明ありましたとおり、秋田県の人事院会勧告に基づく人件費の関連する補正でございますので

割愛させていただきます。

また、1節報酬及び3節職員手当等について、時間外勤務手当につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種等感染症予防接種に関連する平日接種に伴う時間外勤務の手当の増額補正であります。医師、看護師、事務補助員の報酬が25万2,000円、一般職員の時間外勤務手当が15万1,000円でございます。

同じく10節光熱水費につきましては、価格高騰により電気料金の高止まりに対応するためです。31万円となります。

13節使用料及び賃借料は、新型コロナウイルスワクチン接種等感染症予防接種の実施に関連しコピー機の使用料が増大しておりますので、1万8,000円、17節備品購入費につきましては、さきの9月定例会にてご決定いただいた補正予算に関連するマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認による電子処方箋の運用開始のための導入機器、こちらを格納するための必要なラック等の備品購入をするための6万3,000円を計上させていただいております。

以下、1項2目歯科一般管理費10節消耗品については、感染予防対策資機材の購入のため3万2,000円を、光熱水費につきましては、医科の方の予算と同じ理由でございます。13万円をそれぞれ追加補正するものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第93号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。2時8分より再開いたします。

午後 2時03分 休 憩

午後 2時08分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に遡り会議を再開いたします。

日程第19、議案第94号、令和4年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第94号をご説明いたします。

議案第94号、令和4年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条 令和4年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

2条 収益的収入及び支出の補正。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

今回の補正は、収入支出とも、10月1日の人事異動及び今回の給与改定に伴う追加補正であります。

収入については、1款水道事業収益、第2項営業外収益として242万5,000円の追加です。人件費の財源補正として一般会計からの補助金であります。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用242万5,000円同額を追加補正するものです。これは人件費の補正であります。

第3条 議会の議決を経なければ流用できない経費の補正ですが、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費を補正予定額245万2,000円追加し、合計2,208万8,000円とするものです。

第4条 他会計からの補助金の補正であります。

予算第10条中「1億209万6,000」を「1億452万1,000円」に改める。

令和4年12月14日提出

八峰町長職務代理者

八峰町副町長 日 沼 一 之

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 議案第94号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第95号、令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第95号をご説明いたします。

議案第95号、令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条 令和4年度八峰町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入及び支出については、いずれも同額となっております。これは、人件費の財源補正として一般会計の補助金をそれぞれ減額するものであります。支出についても、今回の給与改定に伴う人件費の補正であります。特定環境保全公共下水道の人件費1名、農集1名、漁集も1名であります。

次のページをお願いいたします。

第3条 議会の議決を経なければ流用できない経費の補正。

予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費を48万5,000円減額し、合計1,838万8,000円とするものです。

他会計からの補助金の補正。

第4条 予算第9条中「2億4,848万1,000円」を「2億4,799万6,000円」に改める。

債務負担行為の補正であります。

第5条 予算に第10条を追加し、「（債務負担行為）第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。」とする。

事項、期間、限度額。

椿・畑谷マンホールポンプ設備更新工事（電気設備）であります。期間 令和5年度、限度額1,870万円です。これは、両マンホールポンプ、あ、2カ所のマンホールポンプの操作盤が硫化水素等により内部の腐食が激しく、また、経年劣化による外部の腐食により更新が必要なため計上するものです。

それから、沼田マンホールポンプ設備更新工事（機械設備）であります。期間は令和5年度、限度額2,410万円。こちらのポンプは、2台のうち1台が損傷し、現在1台しか使用できずに交互運転できない状態です。残りの1台で稼働しているため負荷がかかり過ぎて、こちらの消耗も激しいため、早期に機能回復を図るために更新するものであります。

今回債務負担を計上したのは、それぞれの機器の納期が半年から10カ月は最低かかるであろうという見込みから、今回計上したものであります。

令和4年12月14日提出

八峰町長職務代理者

八峰町副町長 日 沼 一 之

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第95号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第21、陳情第4号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付

託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番(山本優人君) この陳情に対して反対いたします。

まずはじめに、この医師、看護婦、介護職員等の賃金水準、ここにある陳情者の労働組合は大病院等ではありますが、ここで働く人の平均賃金550万円という金額であります。これをさらに安いからといってOECDの平均賃金660万円までに到達させれというふうな要求については、これは無理難題があると。まして、上げることによって、本来の私たち病院にかかる患者での負担がさらに増えるということに繋がるわけです。しかも、国にそれを、財源を国で出せというふうな考え方の陳情であるとすれば、国家財政がまたさらに悪くなるというふうなことから、私はこの陳情に対しては同意するべきではないというふうに思います。

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番(見上政子さん) この陳情に賛成の討論を行います。

日本は高度に発達した資本主義国でありながら、OECD、国際経済協力開発機構の中では平均以下になってます。労働の質の問題です。夜勤が多いということは、過重な労働者に負担をかけています。

私のこの近辺の例を挙げますと、まず精神科がたくさん入ってるところですけども、60人強の中で2人勤務になってます。で、大変なので、その先生から、院長から、手足を縛らせてくださいという、それでないとこの人たちは仕事できないんですよっていう、こういうふうな大変貧弱な精神科の中身になってます。また、ある人は子どもがいないからということで、若い人は過重な夜勤を強いられて、とうとう何年かして鬱病になってしまいました。で、ここ何年かもう働けない状態を、今、臨時でパートで繋いで復帰してますけれども、このように働く労働者は体を壊す寸前まで今来てます。この賃金が高いというのは夜勤をこなしているから、そして日曜休みがなかなか取れないでいる、こういう過酷な労働のもとでの賃金であります。これを何としても回復して、高度に発達した日本の経済機構に合わせた賃金にしていかなければならないと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第4号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第4号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第4号は採択することに決定されました。

日程第22、陳情第5号、医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この陳情に対して反対いたします。

医療・介護・保育・福祉の現場の労働者のみが賃上げすればいいというふうな内容があります。しかも、この4事業の労働者はですね、まあ全産業という表現はありますけれども、そこには農業や漁業とかというふうな一次産業の部分が入ってなくてですね、大企業というふうなくくりの中での平均水準というふうな比べ方をしておるわけです。で、その3番目にある医療現場での労働賃金、これまあ何だ、世界の中の水準より低いというふうな表現がありますけれども、これはあまりにも無謀な話でありましてですね、先ほども言いました550万円ほどの平均賃金をさらにまた上げるということは、農家や等を含む一次産業の給料も当然上げるということを要求してもらわなければならないと思うわけです。

ですから、一方的なこの4事業者のみの賃上げの要求の陳情については反対いたします。



○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今、医療・介護・保育、これは労働組合から、県医連からの陳情ですので、ほかの産業のところの陳情ではないので、この立場に立った人たちが労働組合の代表として、もっと労働条件を良くしてほしいということでの陳情であります。

そして、介護・保育・福祉施設で働く人たちの、とにかく保障してやらないと、今、現場で働くたちがもう大変な安い賃金で、これ以上の過酷な労働はできないということ、労働力確保するのが大変であります。保育施設では、パートと、それから非常勤の人たちがほとんどで、正職員は少ない、まあ当町もそうですけれども、この人たちはやはり安い賃金で時間給で働いております。しかし、この人たちがいなければ、介護も保育も生命を預ってますので、ここでしっかりした労働条件がなければ、介護の虐待、そして保育施設では見逃し、そしてバスに残してしまった、こういう責任のないことが生じてしまいます。これは、この人たちは保育の、この前の事件でも臨時職員でしたけれども、こういうふうに生命を預かるこの労働者というのは、特別に支援して、それで事故のないようにやっていかなければならないということで、OECDの平均以上、これは世界の流れですので、日本もこれをやっていかなければならない。ほかの労働者については、一致団結して労働組合をつくって、それでこの場で陳情を出してもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第5号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第5号、医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第5号は採択することに決定されました。

日程第23、陳情第6号、介護保険制度の改善を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第6号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第6号、介護保険制度の改善を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第6号は採択することに決定されました。

日程第24、陳情第7号、学校部活動の地域移行に関する陳情書についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により教育産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は教育産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第25、陳情第8号、再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第26、陳情第9号、米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により教育産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は教育産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、12月16日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

---

午後 2時31分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆川鉄也

同署名議員 2番 伊藤一八

同署名議員 3番 奈良聡子

同署名議員 4番 芦崎達美